

国民スポーツ大会・  
全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会

第12回常任委員会

**SAGA  
2023**

国スポ・全障スポ  
**新しい大会へ。**

すべての人に、スポーツのチカラを。

令和2年7月21日（火）  
ホテルマリターレ創世  
グラツィアホール

**国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会  
第12回常任委員会 資料目次**

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会

第12回常任委員会 式次第 ..... 1

**【報告事項】**

- ① 常任委員の変更について ..... 2
- ② 会場の表記の変更について ..... 3

**【審議事項】**

(第1号議案)

- 開催準備総合計画（第3次案）について ..... 4

(第2号議案)

- 専門委員会規程の改正（案）について ..... 5

(第3号議案)

- 国スポ（正式競技）会場における実施種別の決定（案）について ..... 10

(第4号議案)

- 国スポ（正式競技）会場における実施種別の変更（案）について ..... 11

(第5号議案)

- 警備・消防防災基本方針（案）について ..... 12

**《参考資料》**

- 佐賀県準備委員会常任委員会委員名簿 ..... 13
- 佐賀県準備委員会会則 ..... 14
- 佐賀県準備委員会専門委員会規程 ..... 18
- 会場の内定一覧 ..... 22

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会

第12回常任委員会 式次第

日 時：令和2年7月21日（火）13:30～

場 所：ホテルマリターレ創世 グラツィアホール

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

- ①常任委員の変更について
- ②会場地の表記の変更について

(2) 審議事項

第1号議案 開催準備総合計画（第3次案）について

第2号議案 専門委員会規程の改正（案）について

第3号議案 国スポ（正式競技）会場地における実施種別の決定（案）について

第4号議案 国スポ（正式競技）会場地における実施種別の変更（案）について

第5号議案 警備・消防防災基本方針（案）について

(3) その他

4 閉 会

## 《報告事項①》

### 常任委員の変更について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会常任委員の変更について、次のとおり報告いたします。

#### 【常任委員】

(敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
松永 啓介	池田 秀夫	一般社団法人 佐賀県医師会会長
西久保 敏	徳永 重昭	佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長
山口 七重	三苫 紀美子	佐賀県地域婦人連絡協議会会長

## 《報告事項②》

### 会場の表記の変更について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会における会場の表記の変更について、次のとおり報告いたします。

#### (1)

- 新表記 唐津市野球場 (SHOWA ハンバーガースタジアム唐津)
- 旧表記 唐津市野球場
- 開催競技 【国スポ】軟式野球
- 変更理由 ネーミングライツによる呼称の決定に伴い、表記を変更する。  
(命名の期間：2020年7月～2023年12月)

#### (2)

- 新表記 基山町総合体育館、基山町民会館
- 旧表記 基山町総合体育館
- 開催競技 【全障スポ】卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)
- 変更理由 サウンドテーブルテニスについては、会場選定の当初から基山町総合体育館に隣接する基山町民会館での開催を調整しており、より正確を期すため、表記を変更する。

## 《審議事項》

### 第1号議案

#### 開催準備総合計画(第3次案)について

- 開催準備総合計画(第3次案)は、別紙のとおりです。
- 赤字が修正箇所です。

##### 【主な修正事項及び理由】

- (1) <開催手続>「全障スポ実施競技決定」時期の変更  
(令和3年(2021年)→平成30年(2018年))

<理由>当初予定より早い段階で競技が決定したため。

- (2) <式典運営>「式典基本方針」の削除

<理由>令和元年(2019年)に策定した、式典基本構想と一体的に策定することとしたため。

その他の修正は、準備の進捗状況や先催県の視察等を踏まえた、スケジュールの見直し、名称等の変更です。

## 第2号議案

### 専門委員会規程の改正(案)について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程の一部を次のように改正する。次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	現行
<p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程 (案)</p> <p>平成27年(2015年)12月24日 第1回常任委員会決定 平成28年(2016年)12月22日 第3回常任委員会一部改正 平成29年(2017年)6月5日 第4回常任委員会一部改正 平成29年(2017年)12月22日 第5回常任委員会一部改正 平成30年(2018年)7月18日 第7回常任委員会一部改正 平成30年(2018年)12月20日 第8回常任委員会一部改正 令和2年(2020年)2月13日 第10回常任委員会一部改正 令和2年(2020年)7月21日 第12回常任委員会一部改正</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(委員会の種類等) 第2条 (略) (役員) 第3条 (略)</p>	<p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程</p> <p>平成27年(2015年)12月24日 第1回常任委員会決定 平成28年(2016年)12月22日 第3回常任委員会一部改正 平成29年(2017年)6月5日 第4回常任委員会一部改正 平成29年(2017年)12月22日 第5回常任委員会一部改正 平成30年(2018年)7月18日 第7回常任委員会一部改正 平成30年(2018年)12月20日 第8回常任委員会一部改正 令和2年(2020年)2月13日 第10回常任委員会一部改正</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (委員会の種類等) 第2条 (略) (役員) 第3条 (略)</p>

- (会議)
- 第4条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 緊急または軽易な議事のほか、委員長が必要と認めるときは、書面により委員会を開会することができる。この場合、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。
- (部会)
- 第5条 (略)
- (委任)
- 第6条 (略)
- 附則
- この規程は、平成27年12月24日から施行する。
  - この規程は、平成28年12月22日から施行する。
  - この規程は、平成29年6月5日から施行する。
  - この規程は、平成29年12月22日から施行する。
  - この規程は、平成30年7月18日から施行する。
  - この規定は、平成30年12月20日から施行する。
  - この規定は、令和2年2月13日から施行する。
  - この規定は、令和2年7月21日から施行する。

別表(2条関係)

種類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>開催準備総合計画・会期の重要な事項に関すること。</li> <li>会場地及び競技施設の重要な事項に関すること。</li> <li>県及び市町の所掌業務等の重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>開催準備総合計画の推進に関すること。</li> <li>文化プログラムの推進に関すること。</li> <li>リハーサル大会の推進に関すること。</li> </ol>

(会議)

- 第4条 (略)
- 2・3 (略)
- (新設)

(新設)

(部会)

- 第5条 (略)
- (委任)
- 第6条 (略)

附則

- この規程は、平成27年12月24日から施行する。
- この規程は、平成28年12月22日から施行する。
- この規程は、平成29年6月5日から施行する。
- この規程は、平成29年12月22日から施行する。
- この規程は、平成30年7月18日から施行する。
- この規定は、平成30年12月20日から施行する。
- この規定は、令和2年2月13日から施行する。

別表(2条関係)

種類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>総合的な方針・計画の立案に関すること。</li> <li>会場地及び競技施設の選定立案に関すること。</li> <li>県及び市町の所掌業務等の立案に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>総合的な方針・計画の推進に関すること。</li> <li>文化プログラムの推進に関すること。</li> <li>他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。</li> </ol>



改正後

現行

	<p>4 <u>開・閉会式の会場地及び施設の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>5 <u>他の専門委員会に属さない重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>4 <u>他の専門委員会に属さない事項(ただし、重要な事項を除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>		<p>4 <u>開閉式の会場地及び施設の選定立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>5 <u>他の専門委員会に属さない事項の立案</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>4 <u>リハーサル大会の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p>
<p>施設関係</p>	<p>1 <u>競技施設等の整備計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>情報通信施設の整備計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>その他施設の整備に係る重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 <u>競技施設等の整備推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>情報通信施設の整備推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>その他施設に係る事項(ただし、重要な事項を除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>施設関係</p>	<p>1 <u>競技施設等の整備計画の立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>情報通信施設の整備計画の立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>その他施設の整備計画の立案</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 <u>競技施設等の整備推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>情報通信施設の整備推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>その他施設に係る事項の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p>
<p>施設・競技専門委員会</p>	<p>1 <u>実施予定競技の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>競技の企画運営の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>競技役員等の養成・編成の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>4 <u>競技用具の整備計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>5 <u>デモンストレーションスポーツ、オープン競技の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>6 <u>その他競技に係る重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 <u>競技運営に係る計画の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>競技役員等の養成・編成の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>競技用具の整備に係る事項の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>4 <u>デモンストレーションスポーツ、オープン競技の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>5 <u>競技記録集計処理の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>6 <u>その他競技に係る事項(ただし、重要な事項を除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>施設・競技専門委員会</p>	<p>1 <u>実施予定競技の選定立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>競技の企画運営の計画立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>競技役員等の養成・編成の計画策定</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>4 <u>競技用具の整備計画立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>5 <u>デモンストレーションスポーツの計画策定</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>6 <u>その他競技に係る事項の計画策定</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 <u>競技運営に係る計画の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>競技役員等の養成・編成の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>競技用具の整備に係る事項の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>4 <u>デモンストレーションスポーツの推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>5 <u>競技記録集計処理の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>6 <u>その他競技に係る事項の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p>
<p>競技関係</p>			<p>競技関係</p>		

改正後

現行

<p>広報・県民運動 専門委員会</p>	<p>1 広報の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 県民運動の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 3 その他広報及び県民運動に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 広報活動に関する<u>こと</u>。 2 県民運動の推進に関する<u>こと</u>。 3 愛称・メッセージ、マスコミ等に関する<u>こと</u>。 4 報道機関との調整に関する<u>こと</u>。 5 記録映像、記録写真等に関する<u>こと</u>。 6 その他広報及び県民運動に係る<u>事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>広報・県民運動 専門委員会</p>	<p>1 広報の方針・計画の<u>立案</u>に関する<u>こと</u>。 2 県民運動の方針・計画の<u>立案</u>に関する<u>こと</u>。 3 その他広報及び県民運動に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 広報活動に関する<u>こと</u>。 2 県民運動の推進に関する<u>こと</u>。 3 愛称・スローガン、マスコミ等に関する<u>こと</u>。 4 報道機関との調整に関する<u>こと</u>。 5 記録映像、記録写真等に関する<u>こと</u>。 6 その他広報及び県民運動に関する<u>こと</u>。</p>
<p>宿泊・医事・衛生 専門委員会</p>	<p>1 宿泊の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 医事・衛生の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 宿泊業務に関する<u>こと</u>。 2 標準献立及び食品調達に関する<u>こと</u>。 3 医療救護及び防疫に関する<u>こと</u>。 4 食品衛生及び環境衛生に関する<u>こと</u>。 5 馬事衛生に関する<u>こと</u>。 6 その他宿泊及び医事・衛生に係る<u>事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>宿泊・医事・衛生 専門委員会</p>	<p>1 宿泊の方針・計画の<u>立案</u>に関する<u>こと</u>。 2 医事・衛生の方針・計画の<u>立案</u>に関する<u>こと</u>。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 宿泊業務に関する<u>こと</u>。 2 標準献立及び食品調達に関する<u>こと</u>。 3 医療救護及び防疫に関する<u>こと</u>。 4 食品衛生及び環境衛生に関する<u>こと</u>。 5 馬事衛生に関する<u>こと</u>。</p>
<p>輸送・交通 専門委員会</p>	<p>1 輸送及び交通の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他輸送及び交通に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 全国輸送に関する<u>こと</u>。 2 開・閉会式の輸送に関する<u>こと</u>。 3 競技会場地輸送に関する<u>こと</u>。 4 その他輸送及び交通に係る<u>事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>輸送・交通 専門委員会</p>	<p>1 輸送及び交通の方針・計画の<u>基本的事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他輸送及び交通に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 全国輸送に関する<u>こと</u>。 2 開・閉会式の輸送に関する<u>こと</u>。 3 競技会場地輸送に関する<u>こと</u>。 4 その他輸送及び交通に関する<u>こと</u>。</p>

改正後

現行

<p>式典 専門委員会</p>	<p>1 式典の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他式典に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 開・閉会式の企画及び運営に関する<u>こと</u>。 2 式典音楽に関する<u>こと</u>。 3 式典演技に関する<u>こと</u>。 4 大会旗・炬火リレーに関する<u>こと</u>。 5 その他式典に係る<u>事項</u>(ただし、<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>を除く。)に関する<u>こと</u>。</p>
<p>警備・消防 専門委員会</p>	<p>1 警備、消防及び防災の<u>方針・計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他警備、消防及び防災に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 警備、消防及び防災の<u>計画の推進</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他、警備、消防及び防災に係る<u>事項</u>(ただし、<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>を除く。)に関する<u>こと</u>。</p>

\* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。  
\* 委任事項：委任された事項を決議すること。

<p>式典 専門委員会</p>	<p>1 式典の方針・計画の<u>立案</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他式典に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 開・閉会式の企画及び運営に関する<u>こと</u>。 2 式典音楽に関する<u>こと</u>。 3 式典演技に関する<u>こと</u>。 4 大会旗・炬火リレーに関する<u>こと</u>。 5 その他式典に関する<u>こと</u>。</p>
<p>警備・消防 専門委員会</p>	<p>1 警備、消防及び防災の<u>方針・計画の立案</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他警備、消防及び防災に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 警備、消防及び防災の<u>計画の推進</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他、警備、消防及び防災に係る<u>事項</u>の<u>推進</u>に関する<u>こと</u>。</p>

\* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。  
\* 委任事項：委任された事項を決議すること。

### 第 3 号議案

## 国スポ（正式競技）会場地における実施種別の決定（案）について

### 【第 78 回 国民スポーツ大会】

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
1	唐津市	バスケットボール	成年男子	佐賀県立唐津工業高等学校体育館
			成年女子	唐津市相知天徳の丘運動公園 社会体育館
				唐津市立浜玉中学校体育館
			少年男子	唐津市文化体育館
少年女子	唐津市鎮西スポーツセンター体育館			

＜理由＞バスケットボールについて、開催予定施設における実施種別は未定であったが、今般、会場地市町及び競技団体との調整が完了したため。



## 第4号議案

### 国スポ（正式競技）会場地における実施種別の変更（案）について

#### 【第78回 国民スポーツ大会】

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
2	神崎市	ハンドボール	成年男子・成年女子・少年男子	神埼中央公園体育館

変更前：成年男子・成年女子

変更後：成年男子・少年男子

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
3	神崎市	ハンドボール	成年男子・成年女子・少年男子・少年女子	トヨタ紡織九州クレインアリーナ

変更前：成年男子・成年女子

変更後：少年男子・少年女子

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
4	神崎市	ハンドボール	成年男子・成年女子・少年男子・少年女子	佐賀県立神埼高等学校体育館

変更前：少年男子・少年女子

変更後：成年男子・成年女子

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
5	小城市	ハンドボール	成年女子・少年男子・少年女子	小城市芦刈文化体育館

変更前：少年男子・少年女子

変更後：成年女子

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
6	吉野ヶ里町	ハンドボール	成年男子・成年女子・少年男子・少年女子	吉野ヶ里町文化体育館（仮称）

変更前：成年男子・成年女子

変更後：少年男子・少年女子

＜理由＞各開催予定施設における競技日程について、会場地市町及び競技団体において再調整が行われたため

## 警備・消防防災基本方針(案)について

### 令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本方針

第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会(以下「両大会」という。)における警備・消防防災対策については、警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等との緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期するものとする。

#### 1 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場(以下「会場等」という。)、宿泊施設及び沿道等における事件・事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

また、両大会の期間中には、関係機関及び団体等の協力を得て防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

#### 2 消防防災対策

会場等、宿泊施設及び沿道等の火災その他の災害予防及び災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

また、両大会の期間中の火災その他の災害予防及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関及び団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

#### 3 大規模災害・突発重大事案対策

会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

#### 4 関係機関及び団体等との連絡調整

県及び会場地市町は、関係機関及び団体等との緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防防災対策の円滑な推進を図る。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会役員名簿（常任委員会）

（敬称略・順不同）

令和2年7月21日現在

役職名	所属団体・役職名	氏名
委員長	佐賀県副知事	小林 万里子
副 委員長	佐賀県議会議長	桃崎 峰人
	佐賀県教育委員会教育長	落合 裕二
	佐賀県市長会会長	秀島 敏行
	佐賀県町村会会長	末安 伸之
	（公財）佐賀県スポーツ協会副会長	副島 良彦
	（公財）佐賀県スポーツ協会副会長	愛野 時興
	（公財）佐賀県スポーツ協会副会長	竹原 稔
	（一社）佐賀県障がい者スポーツ協会会長	末次 康裕
	佐賀県商工会議所連合会会長	陣内 芳博
常任 委員	佐賀県議会副議長	岡口 重文
	佐賀県議会地域交流・県土整備常任委員会委員長	大場 芳博
	佐賀県健康福祉部部長	大川内 直人
	佐賀県警察本部本部長	杉内 由美子
	佐賀県市議会議長会会長	川原田 裕明
	佐賀県町村議会議長会会長	松尾 文則
	佐賀県高等学校長協会会長	渡邊 成樹
	佐賀県私立中学高等学校校長会会長	吉松 幸宏
	佐賀県小中学校校長会会長	久保 和彦
	佐賀県特別支援学校長会会長	中路 徹
	佐賀県高等学校体育連盟会長	中島 慎一
	佐賀県中学校体育連盟会長	島 一満
	佐賀県スポーツ推進委員協議会会長	中村 直人
	佐賀県商工会連合会会長	峰 英太郎
	（公社）日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会会長	江崎 正徳
	佐賀県農業協同組合中央会代表理事会長	金原 壽秀
	佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長	西久保 敏
	佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長	川崎 和正
	（一社）佐賀県医師会会長	松永 啓介
	（公社）佐賀県看護協会会長	南里 玲子
	（福）佐賀県社会福祉協議会会長	陣内 芳博
	（一社）佐賀県身体障害者団体連合会会長	平川 幸雄
	佐賀県精神保健福祉連合会会長	松田 孝
	（一財）佐賀県手をつなぐ育成会副会長	中島 来
	（一社）佐賀県観光連盟副会長	牛島 英人
	（一社）日本旅行業協会九州支部佐賀地区委員会委員長	山田 聡
	佐賀県生活衛生同業組合連合会会長	今村 芳幸
	（一社）佐賀県バス・タクシー協会会長	金子 晴信
	佐賀県地域婦人連絡協議会会長	山口 七重
	佐賀県連合青年団団長	植松 真理子
	（公財）佐賀県消防協会会長	陣内 成和

# 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則

平成26年(2014年)10月9日  
準備委員会設立会決定  
平成27年(2015年)10月15日  
第3回準備委員会一部改正  
平成28年(2016年)5月31日  
第2回總會一部改正  
平成30年(2018年)5月8日  
第4回總會一部改正  
平成30年(2018年)7月18日  
第5回總會一部改正  
令和元年(2019年)5月29日  
第6回總會一部改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会(以下「準備委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、令和5年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他準備委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること

## 第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 県、市町の代表者及びその他役職員
- (2) 県及び市町の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催の準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名



- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、總會において委員のうちから選任する。
- 3 監事は、總會の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を總會に報告する。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の總會において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

### 第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 總會
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(總會)

第11条 總會は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 總會は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。
- 3 總會は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 大会の基本構想に関する事項

- (2) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 収支予算及び収支決算に関する事項
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事項
- (6) 準備委員会の解散に関する事項
- (7) その他準備委員会の運営に関する重要な事項

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

#### (常任委員会)

第12条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は会長が指名する副会長が務め、その他の副会長が副委員長を務める。

3 常任委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。

4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託または委任する事項
- (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項
- (4) その他委員長が必要と認める事項

5 常任委員会は、前項の規定により議決した内容を次の総会に報告しなければならない。

6 前条第4項から第6項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。

#### (専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「専門委員」と、「準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

## 第4章 専決

### (会長の専決)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局内に置く。

2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

### (事業計画及び予算)

第17条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

### (事業報告及び決算)

第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

### (会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 雑則

### (解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

### (その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

## 附則

- 1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。
- 2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。
- 3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。
- 4 この会則は、平成30年5月8日から施行する。
- 5 この会則は、平成30年7月18日から施行する。
- 6 この会則は、令和元年5月29日から施行する。



## 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程（案）

平成 27 年（2015 年）12 月 24 日  
第 1 回常任委員会決定  
平成 28 年（2016 年）12 月 22 日  
第 3 回常任委員会一部改正  
平成 29 年（2017 年）6 月 5 日  
第 4 回常任委員会一部改正  
平成 29 年（2017 年）12 月 22 日  
第 5 回常任委員会一部改正  
平成 30 年（2018 年）7 月 18 日  
第 7 回常任委員会一部改正  
平成 30 年（2018 年）12 月 20 日  
第 8 回常任委員会一部改正  
令和 2 年（2020 年）2 月 13 日  
第 10 回常任委員会一部改正  
令和 2 年（2020 年）7 月 21 日改正  
第 12 回常任委員会一部改正

### （趣旨）

第 1 条 この規程は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第 13 条第 4 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

### （役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

5 緊急または軽易な議事のほか、委員長が必要と認めたときは、書面により委員会を開会することができる。この場合、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。

2 この規程は、平成28年12月22日から施行する。

3 この規程は、平成29年6月5日から施行する。

4 この規程は、平成29年12月22日から施行する。

5 この規程は、平成30年7月18日から施行する。

6 この規定は、平成30年12月20日から施行する。

7 この規定は、令和2年2月13日から施行する。

8 この規定は、令和2年7月21日から施行する。

別表（2条関係）

種類	付託事項	委任事項	
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>開催準備総合計画・会期の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 <u>会場地及び競技施設の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 <u>県及び市町の所掌業務等の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>4 <u>開・閉会式の会場地及び施設の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>5 <u>他の専門委員会に属さない重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>開催準備総合計画の推進</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 <u>文化プログラムの推進</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 <u>リハーサル大会の推進</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>4 <u>他の専門委員会に属さない事項（ただし、重要な事項に関するものを除く。）</u>に関する<u>こと</u>。</li> </ol>	
施設・競技 専門委員会	施設 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>競技施設等の整備計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 <u>情報通信施設の整備計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 <u>その他施設の整備に係る重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>競技施設等の整備推進</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 <u>情報通信施設の整備推進</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 <u>その他施設に係る事項（ただし、重要な事項に関するものを除く。）</u>に関する<u>こと</u>。</li> </ol>
	競技 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>実施予定競技の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 <u>競技の企画運営の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 <u>競技役員等の養成・編成の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>4 <u>競技用具の整備計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>5 <u>デモンストレーションスポーツ、オープン競技の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>6 <u>その他競技に係る重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>競技運営に係る計画の推進</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 <u>競技役員等の養成・編成の推進</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 <u>競技用具の整備に係る事項の推進</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>4 <u>デモンストレーションスポーツ、オープン競技の推進</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>5 <u>競技記録集計処理の推進</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>6 <u>その他競技に係る事項（ただし、重要な事項に関するものを除く。）</u>に関する<u>こと</u>。</li> </ol>
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>広報の方針・計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 <u>県民運動の方針・計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 <u>その他広報及び県民運動に係る重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>広報活動</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 <u>県民運動の推進</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 <u>愛称・メッセージ、マスコット等</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>4 <u>報道機関との調整</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>5 <u>記録映像、記録写真等</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>6 <u>その他広報及び県民運動に係る事項（ただし、重要な事項に関するものを除く。）</u>に関する<u>こと</u>。</li> </ol>	
宿泊・医事・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>宿泊の方針・計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 <u>医事・衛生の方針・計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 <u>その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>宿泊業務</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 <u>標準献立及び食品調達</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 <u>医療救護及び防疫</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>4 <u>食品衛生及び環境衛生</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>5 <u>馬事衛生</u>に関する<u>こと</u>。</li> <li>6 <u>その他宿泊及び医事・衛生に係る事項（ただし、重要な事項に関するものを除く。）</u>に関する<u>こと</u>。</li> </ol>	

<p>輸送・交通 専門委員会</p>	<p>1 輸送及び交通の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 全国輸送に関する<u>こと</u>。 2 開・閉会式の輸送に関する<u>こと</u>。 3 競技会場地輸送に関する<u>こと</u>。 4 その他輸送及び交通に係る<u>事項</u>（ただし、<u>重要な事項に関すること</u>を除く。）に関する<u>こと</u>。</p>
<p>式典 専門委員会</p>	<p>1 式典の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他式典に係る重要な事項に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 開・閉会式の企画及び運営に関する<u>こと</u>。 2 式典音楽に関する<u>こと</u>。 3 式典演技に関する<u>こと</u>。 4 大会旗・炬火リレーに関する<u>こと</u>。 5 その他式典に係る<u>事項</u>（ただし、<u>重要な事項に関すること</u>を除く。）に関する<u>こと</u>。</p>
<p>警備・消防 専門委員会</p>	<p>1 警備、消防及び防災の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他警備、消防及び防災に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 警備、消防及び防災の計画の<u>推進</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他、警備、消防及び防災に係る<u>事項</u>（ただし、<u>重要な事項に関すること</u>を除く。）に関する<u>こと</u>。</p>

- \* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。
- \* 委任事項：委任された事項を決議すること。



第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会  
会場の調整状況(市町別)

第11回常任委員会までに決定。網掛け部分は今回の報告事項・審議事項

【国民スポーツ大会：正式競技・特別競技】

No.	市町名	競技名・種目名	種別	開催予定施設	
1	佐賀市	総合開・閉会式	—	SAGAサンライズパーク	
		陸上競技	全種別	SAGAサンライズパーク	
		水泳	競泳	全種別	SAGAサンライズパーク
			飛込	全種別	SAGAサンライズパーク
			水球	少年男子 女子	SAGAサンライズパーク
			アーティスティックスイミング	少年女子	SAGAサンライズパーク
		サッカー	成年女子	SAGAサンライズパーク	
			少年女子	佐賀市健康運動センター	
		テニス	全種別	SAGAサンライズパーク 佐賀県立森林公園テニスコート	
		ボート	全種別	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設(仮称)	
		バレーボール	成年女子	SAGAサンライズパーク	
		体操	競技	全種別	SAGAサンライズパーク
			新体操	少年男子 少年女子	SAGAサンライズパーク
			トランポリン	男子 女子	SAGAサンライズパーク
		フェンシング	全種別	SAGAサンライズパーク	
		柔道	成年男子 少年男子 女子	SAGAサンライズパーク	
		ライフル射撃	センターファイ アピストル	成年男子	佐賀県警察学校
		ラグビーフットボール	成年男子 少年男子 女子	SAGAサンライズパーク	
		カヌー	スプリント	全種別	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設(仮称)
		クレー射撃	成年	佐賀県射撃研修センター	
ボウリング	全種別	ボウルアーガス			
高等学校野球 ※特別競技	硬式	みどりの森県営球場			
2	唐津市	バスケットボール	成年男子	佐賀県立唐津工業高等学校体育館	
			成年女子	唐津市相知天徳の丘運動公園 社会体育館	
			少年男子	唐津市立浜玉中学校体育館	
			少年女子	唐津市文化体育館	
		セーリング	全種別	唐津市鎮西スポーツセンター体育館	
		ソフトテニス	全種別	佐賀県ヨットハーバー 松浦河畔公園庭球場 佐賀県立唐津東高等学校・唐津東中学校テニスコート	
		軟式野球	成年男子	唐津市野球場(SHOWAハンバーガースタジアム唐津)	
		バドミントン	全種別	唐津市文化体育館	
		トライアスロン	成年男子 成年女子	唐津市内特設コース	
		3	鳥栖市	サッカー	少年男子
バレーボール	少年女子			鳥栖市民体育館	
空手道	全種別			鳥栖市民体育館	
高等学校野球 ※特別競技	軟式			鳥栖市民球場	
4	多久市	弓道	全種別	多久市弓道場(仮称)	
		スポーツクライミング	全種別	佐賀県立多久高等学校クライミング施設(仮称)	
5	伊万里市	水泳	オープンウォー タースイミング 男子 女子	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)	
		ホッケー	成年男子 成年女子	伊万里市国見台球技場	
			少年男子 少年女子	佐賀県立伊万里実業高等学校商業キャン パス運動場	
		バレーボール	ビーチバレーボール 少年男子 少年女子	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)	
軟式野球	成年男子	伊万里市国見台野球場			
6	武雄市	自転車	トラック・レース 成年男子 少年男子 女子	武雄競輪場	
		軟式野球	成年男子	白岩球場	
		ゴルフ	成年男子	若木ゴルフ倶楽部	
			少年男子 女子	武雄ゴルフ倶楽部 武雄・嬉野カントリークラブ	



No.	市町名	競技名・種目名		種別	開催予定施設
7	鹿島市	軟式野球		成年男子	鹿島市民球場
		アーチェリー		全種別	鹿島市陸上競技場
8	小城市	バレーボール		成年男子	小城市芦刈文化体育館
		ハンドボール		成年女子	小城市芦刈文化体育館
		ソフトボール		成年女子	牛津総合公園多目的グラウンド
9	嬉野市	レスリング		成年男子 少年男子 女子	嬉野市中央体育館(U-Spo)
		軟式野球		成年男子	嬉野総合運動公園(みゆき公園)みゆき球場
		なぎなた		成年女子 少年女子	嬉野市中央体育館(U-Spo)
10	神崎市	ハンドボール		成年男子 成年女子	佐賀県立神埼高等学校体育館
				成年男子 少年男子	神埼中央公園体育館
				少年男子 少年女子	トヨタ紡織九州クレインアリーナ
				全種別	神埼中央公園体育館
11	吉野ヶ里町	バレーボール		少年男子	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)
		ハンドボール		少年男子 少年女子	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)
12	基山町	卓球		全種別	基山町総合体育館
13	上峰町	ソフトボール		少年男子	上峰中央公園多目的広場
14	みやき町	バレーボール		少年男子	みやき町中原体育館
		ソフトボール		少年男子	みやき町三根運動場
15	玄海町	相撲		成年男子 少年男子	玄海町社会体育館
16	有田町	ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	歴史と文化の森公園 森の博記念堂
		軟式野球		成年男子	赤坂球場
17	大町町	銃剣道		成年男子 少年男子	大町町立ひじり学園後期課程体育館
18	江北町	ソフトボール		成年女子	江北町花山球場
19	白石町	ソフトボール		成年男子	白石中央公園多目的広場(白石町総合運動場)
20	太良町	ソフトボール		少年女子	太良町B&G海洋センター運動広場
県外開催	大分県 日田市	自転車	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	オートポリス
	兵庫県 三木市	馬術		成年男子 成年女子 少年	三木ホースランドパーク
	大分県 由布市	ライフル射撃	50m	成年男子 成年女子	大分県立庄内屋内競技場
			10m/エアピストル	全種別	
			ビームライフル/ ビームピストル	少年男子 少年女子	湯布院スポーツセンター
	鹿児島県 湧水町	カヌー	スラローム	成年男子 成年女子	湧水町 森の瀬特設カヌー競技場
ワイルドウォーター					

(20市町38競技)

【全国障害者スポーツ大会：正式競技】

No.	市町名	競技名	開催予定施設
1	佐賀市	開・閉会式	SAGAサンライズパーク
		陸上競技	SAGAサンライズパーク
		水泳	SAGAサンライズパーク
		ボウリング	ボウルアーガス
		バレーボール(聴覚障害者の部)	SAGAサンライズパーク
2	唐津市	バスケットボール	唐津市 西スポーツセンター体育館
		車いすバスケットボール	唐津市文化体育館
3	鳥栖市	サッカー	鳥栖スタジアム北部グラウンド
		バレーボール(知的障害者の部)	鳥栖市民体育館
4	伊万里市	フライングディスク	伊万里市国見台陸上競技場
5	鹿島市	アーチェリー	鹿島市陸上競技場
6	小城市	バレーボール(精神障害者の部)	小城市芦刈文化体育館
7	嬉野市	ポッチャ	嬉野市中央体育館(U-Spo)
8	基山町	卓球(サウンドテーブルテニスを含む)	基山町総合体育館 基山町民会館
9	上峰町	フットベースボール	上峰中央公園多目的広場
10	白石町	グランドソフトボール	白石中央公園多目的広場(白石町総合運動場)
11	太良町	ソフトボール	太良町B&G海洋センター運動広場

(11市町14競技)

【国民スポーツ大会：公開競技】

No.	市町名	競技名	開催予定施設
1	佐賀市	パウンドテニス	SAGAサンライズパーク
2	唐津市	綱引	唐津市文化体育館
3	鳥栖市	ゲートボール	鳥栖市陸上競技場
4	武雄市	エアロビック	白岩体育館
5	鹿島市	グラウンド・ゴルフ	鱈尾山公園
6	嬉野市	武術太極拳	嬉野市中央体育館 (U-Spo)
7	基山町	パワーリフティング	基山町総合体育館

(7市町7競技)

【国民スポーツ大会：デモンストレーションスポーツ】

No.	市町名	競技名	開催予定施設
1	佐賀市	合気道	SAGAサンライズパーク
		スカットボール	SAGAサンライズパーク
		パークゴルフ	神水川パークゴルフ場
		ビリヤード	ビリヤード セッション
		ラダーゲッター	SAGAサンライズパーク
		ロープ・ジャンプ・X	SAGAサンライズパーク
2	唐津市	スケートボード	ニタ子三丁目倉庫
		滝登り	唐津市七山鳴神の丘運動公園及び滝川川
		ユニカール	唐津市文化体育館
3	鳥栖市	室内ベタンク	鳥栖市民体育館
		スポGOMI	鳥栖市内
4	武雄市	ラージボール卓球	鳥栖市民体育館
		スポーツウエルネス吹矢 チャレンジ・ザ・ゲーム	白岩体育館 武雄市立西川登小学校体育館
5	鹿島市	さわやかグラウンド・ゴルフ	鹿島市内
		バグギー	鹿島市内体育館
6	嬉野市	スポーツチャンバラ	嬉野市中央体育館 (U-Spo)
7	神埼市	いごてだま	神埼市内体育館
		フライングディスク	日の隈公園グラウンド
8	吉野ヶ里町	アジャタ	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)
9	基山町	草スキー	基肄城跡(きざん公園)
10	上峰町	クッブ	上峰町体育センター
		シャッフルボード	上峰町体育センター
11	有田町	皿かぶり競走	有田町内
12	大町町	ウォーキング	大町町内
13	江北町	3B体操	佐賀のへそ・ふれあい交流センターネイブル
14	白石町	ソフトバレーボール	白石社会体育館 白石町立白石中学校体育館
		マリンスポーツ	太良町B&G海洋センター艇庫 太良町人工海浜公園海水浴場

(15市町28競技)